

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

市町村名 (市町村コード)	宍粟市 (28227)	
地域名 (地域内農業集落名)	閏賀 (閏賀)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月30日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稻が約6割、助成作物として黒大豆・小麦・飼料用米などが約4割である。圃場整備は完了しており、優良農地は集落内で利用調整しながら作付けしている。
12名の農業者に農地を集積しており、利用権による貸し借りをを行っている。集落柵により鳥獣被害を防いでいる。多面的機能支払事業の共同活動により農道・水路の維持管理を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手を中心に水稻と黒大豆を作付けし、ブロックローテーションにより圃場管理を行う。
- ・12人の農業者への農地の集積を進め、農地の有効活用を図っていく。
- ・集落柵の定期点検・補修により鳥獣被害を防ぐ。
- ・地域ぐるみで農道・水路の維持管理を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、中心的な農業者への農地の集積・集約を進める。自作農で、10年以内にリタイヤした農地は中心的な農業者へ集約する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、圃場整備は完了しているため、新たに取り組む予定はない。水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では、昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、円滑な継承が出来るように地域一帯で取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の一部を(一財)宍粟北みどり農林公社に委託し、負担軽減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 集落柵の定期的な点検により、鳥獣被害を防止する。
 ⑧ 多面的機能支払事業を活用して、地域ぐるみの農地や農道・用排水路の維持管理を継続し、定期的な保全活動を行う。